

ポータビリティ制度

離職・転職時等の年金資産の持ち運び（ポータビリティ）制度

ポータビリティとは、加入者等が離転職した場合や、勤務先の年金・退職金共済制度が変わった場合に、その積み立てた資産を他の年金制度へ持ち運べることをいう。

【ポータビリティの是非】

		離転職先で導入している制度、資産移換先の制度				
		確定給付企業年金（DB）	企業型確定拠出年金（企業型DC）	個人型確定拠出年金（iDeCo）	通算企業年金	中小企業退職金共済（中退共）
度等 離 職 前 に 加 入 し て い た 制	DB	◎（個人単位） *2	◎（個人単位）	◎	◎	○ *1*3
		○（制度移行） *1*2	○（制度移行） *1			
	企業型DC		◎	◎	○*3	
	iDeCo		—	×	×	
	通算企業年金	◎*2	◎	◎	—	×
	中退共	○*2*3	○*3	×	×	◎

◎：個人の申出により移換、○：事業主の手続きにより移換、—：対象外、×：移換不可

- *1 離転職前等に参加していたDB規約の定めによる。
- *2 離転職先等で導入しているDB規約の定めによる。
- *3 合併等の場合に限る。

【自動移換】

- ①企業型DC加入者が、離転職等で加入者の資格を喪失した場合、その後6か月以内に資産移換手続を行わない場合や転職先に制度がない場合、国民年金基金連合会に強制移換される（＝「自動移換」）。
- ②自動移換された場合、次のような状態となる。
 - ・資産の運用ができなくなる。
 - ・管理手数料の負担が発生する。
 - ・自動移換中の期間は老齢給付金の受給要件となる通算加入者等期間に含まれないため、場合によっては受給可能年齢が遅くなることもある。